

監査の結果（平成 30 年 1 月 15 日決定分）

第 1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成 27 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査の結果等

監査の結果については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において今後検討を要請するものは、「検討要請事項」として公表している。

4 監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が 22 機関である。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	小瀬川ダム管理事務協議会	平成 30 年 1 月 15 日	平成 29 年 9 月 5 日	書面	3
2	消防学校	平成 29 年 9 月 13 日	平成 29 年 8 月 24 日	実地	4
3	西部総務事務所	平成 29 年 11 月 8 日	平成 29 年 10 月 11・17・19・24 日	実地	5
4	東部総務事務所	平成 29 年 11 月 2 日	平成 29 年 10 月 4・13 日	実地	6
5	北部総務事務所	平成 29 年 10 月 20 日	平成 29 年 10 月 5・6 日	実地	7
6	西部県税事務所	平成 29 年 11 月 8 日	平成 29 年 10 月 11・17・19・24 日	実地	8
7	自治総合研修センター	平成 29 年 9 月 12 日	平成 29 年 8 月 30 日	実地	9

8	県立総合技術研究所農業技術センター（果樹研究部） ※	平成 30 年 1 月 15 日	平成 29 年 9 月 21 日	書面	10
9	東部厚生環境事務所 ・東部保健所	平成 29 年 11 月 2 日	平成 29 年 10 月 4・13 日	実地	11
10	北部厚生環境事務所 ・北部保健所	平成 29 年 10 月 20 日	平成 29 年 10 月 5 日	実地	12
11	東部こども家庭センター	平成 29 年 11 月 14 日	平成 29 年 10 月 25 日	実地	13
12	北部こども家庭センター	平成 29 年 10 月 20 日	平成 29 年 10 月 5 日	実地	15
13	県立広島学園 ※	平成 30 年 1 月 15 日	平成 29 年 9 月 26 日	書面	16
14	県立総合精神保健福祉センター	平成 29 年 9 月 7 日	平成 29 年 8 月 23 日	実地	18
15	食肉衛生検査所	平成 29 年 10 月 20 日	平成 29 年 10 月 5 日	実地	19
16	大阪情報センター	平成 29 年 10 月 27 日	平成 29 年 10 月 27 日	実地	20
17	西部農林水産事務所	平成 29 年 11 月 8 日	平成 29 年 10 月 11・17・24 日	実地	21
18	西部畜産事務所	平成 29 年 11 月 8 日	平成 29 年 10 月 11 日	実地	23
19	西部家畜保健衛生所	平成 29 年 11 月 8 日	平成 29 年 10 月 11 日	実地	24
20	東部建設事務所	平成 29 年 11 月 2 日	平成 29 年 10 月 13・23 日	実地	25
21	北部建設事務所	平成 29 年 10 月 20 日	平成 29 年 10 月 5・6 日	実地	28
22	県立千代田高等学校	平成 30 年 1 月 15 日	平成 29 年 9 月 8 日	書面	29

注 機関名のあとに「※」を表記している機関は、抜き打ち的監査を実施した機関である。

(抜き打ち的監査：あらかじめ監査調書を求めず、通知後速やかに実施する監査)

第 2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

監 査 の 結 果

監査対象機関：小瀬川ダム管理事務協議会

(1) 機関の概要

- ・ 設置根拠 小瀬川ダムの管理事務等を共同して行うため、広島県と山口県が地方自治法第252条の2の2第1項の規定に基づき設置
- ・ 主な業務 小瀬川ダムの操作、維持、修繕その他の管理及び小瀬川（木野川）の管理の連絡調整
- ・ 協議会組織 会長及び委員（計11人）
(会長は関係県知事の協議により関係県の職員のうちから選任)
- ・ 協議会事務所
所在地 広島市中区基町10番52号（広島県土木建築局河川課内）
(会長の属する県の事務所内に設置)
職員数 専任職員なし（道路河川管理課職員1人及び河川課職員4人が事務に従事）
- ・ ダム管理事務所
所在地 廿日市市浅原1030番27
職員数 6人（広島県3人、山口県3人）
- ・ 小瀬川ダムの概要
種別 多目的ダム（洪水調節、工業用水の供給、発電）
総貯水容量 1,140万m³（有効貯水容量990万m³）
形式等 重力式コンクリートダム、堤高49m、堤頂長158m

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 の 結 果

監査対象機関：消防学校

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 市町の消防職員及び消防団員の教育訓練
消防に関する学術技能及びその運用法の調査研究
- ・ 所在地 広島市安佐北区倉掛二丁目 33 番 2 号
- ・ 職員数 14 人（平成 29 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）
- ・ 教育訓練実績（平成 28 年度）

教育種別		修了者数
消防職員	初任教育	167 人
	専科教育	210 人
	幹部教育	13 人
	特別教育	168 人
	(小計)	558 人
消防団員	専科教育	9 人
	幹部教育	138 人
	特別教育	416 人
	(小計)	563 人
合 計		1,121 人

(2) 監査の結果

【検討要請事項】

計画的な施設・設備の整備について

消防学校の本館 1，本館 2，学生寮及び屋内訓練場については，今年度実施された耐震診断により，耐震化を図る必要があるとの診断結果が出されている。

また，消防学校の建築物は，築後相当年数経過し老朽化が進んでいることから，耐震化を含めた安全性の確保はもとより，教育訓練に参加する消防職員及び消防団員が集中して研修を受けられる環境の確保の観点からも施設・設備の整備が必要と考えられる。

このことから，消防学校の施設・設備の実態を本庁所管課としっかりと共有し，耐震化と施設・設備の整備を計画的に推進していただきたい。

監査の結果

監査対象機関：西部総務事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること
各事業事務所等の連絡調整に関すること
各事業事務所の危機管理の総括に関すること

- ・ 所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部総務事務所	広島市中区基町10番52号	広島市，呉市，竹原市， 大竹市，東広島市， 廿日市市，安芸高田市， 江田島市，安芸郡， 山県郡，豊田郡
西部総務事務所総務第二課	廿日市市桜尾本町11番1号	
西部総務事務所呉支所	呉市西中央一丁目3番25号	
西部総務事務所東広島支所	東広島市西条昭和町13番10号	

- ・ 組織体制（人数は，平成29年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部総務事務所	13人	1課	総務課
西部総務事務所総務第二課	12人	1課	総務第二課
西部総務事務所呉支所	15人	1課	総務課
西部総務事務所東広島支所	21人	2課	総務課，経理課

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 の 結 果

監査対象機関：東部総務事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること
各事業事務所等の連絡調整に関すること
各事業事務所の危機管理の総括に関すること
県民相談に関すること

- ・ 所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部総務事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	三原市，尾道市，福山市， 府中市，世羅郡，神石郡
東部総務事務所総務第二課	尾道市古浜町26番12号	

- ・ 組織体制（人数は，平成29年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人 数	課の数	課名等
東部総務事務所	22人	2課	総務課，経理課
東部総務事務所総務第二課	9人	1課	総務第二課

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 の 結 果

監査対象機関：北部総務事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること
各事業事務所等の連絡調整に関すること
各事業事務所の危機管理の総括に関すること
県民相談に関すること

- ・ 所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
北部総務事務所	三次市十日市東四丁目6番1号	三次市，庄原市
北部総務事務所総務第二課	庄原市東本町一丁目4番1号	

- ・ 組織体制（人数は，平成29年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人 数	課の数	課名等
北部総務事務所	16人	1課	総務課
北部総務事務所総務第二課	14人	1課	総務第二課

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 の 結 果

監査対象機関：西部県税事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 県税の窓口領収・納税証明に関すること
申告書や届出の受付に関すること
滞納となった県税の徴収に関すること など

- ・ 所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部県税事務所	広島市中区基町10番23号	広島市，呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡，豊田郡
西部県税事務所呉分室	呉市西中央一丁目3番25号	
西部県税事務所廿日市分室	廿日市市桜尾二丁目2番68号	
西部県税事務所東広島分室	東広島市西条昭和町13番10号	

- ・ 組織体制（人数は，平成29年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
西部県税事務所	136人	7課1班	税務管理課，地方税特別滞納整理班，滞納整理第一課，滞納整理第二課，法人課税課，個人課税課，不動産税課，自動車税課
西部県税事務所呉分室	12人	2班	納税班，滞納整理班
西部県税事務所廿日市分室	13人	2班	納税班，滞納整理班
西部県税事務所東広島分室	37人	3課	納税課，不動産評価課，軽油調査課

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 の 結 果

監査対象機関：自治総合研修センター

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 県及び市町の職員に対する研修の企画及び実施
研修の内容及び方法の調査研究
研修についての関係機関に対する協力及び技術的助言
- ・ 所在地 広島市中区富士見町11番6号
- ・ 職員数 14人（平成29年4月1日現在の常勤職員及び市町派遣職員の合計）
- ・ 研修実績（平成28年度）

研 修 種 別		定員(人)	受講者数(人)		
			県	市町	計
一般研修	県単独	1,090	970		970
	市町単独	1,340		1,350	1,350
	合同	996	305	651	956
	小 計	3,426	1,275	2,001	3,276
特別研修	住民起点	138	51	82	133
	政策形成	232	97	114	211
	組織マネジメント	902	299	529	828
	経営改革	614	372	287	659
	業務遂行	1,007	353	517	870
	政策研修指導者派遣事業	—		66	66
	小 計	2,893	1,172	1,595	2,767
合 計		6,319	2,447	3,596	6,043

(注) 市町受講者には広島市，民間等を含む。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 の 結 果

監査対象機関：県立総合技術研究所農業技術センター

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 農作物及び果樹に関する技術の試験研究及びその成果の技術移転
農作物及び果樹に関する技術の指導，研修及び情報提供
- ・ 所在地 本所（※）：東広島市八本松町原 6869
果樹研究部：東広島市安芸津町三津 2835
- ・ 組織体制 本所（※）：4部1課（総務部（管理課），技術支援部，栽培技術研究部，
生産環境研究部）
果樹研究部：1部1課（管理第二課，果樹研究部）
- ・ 職員数 55人（平成29年4月1日現在の常勤職員数）
（※）農業技術センター本所については，今回監査を実施していない。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

毒物及び劇物の管理について

県立総合技術研究所農業技術センター果樹研究部における毒物及び劇物の管理について，県立総合技術研究所農業技術センター果樹研究部毒物劇物危害防止規程（以下「毒物劇物危害防止規程」という。）では，管理簿を作成し，保管責任者が毎月1回在庫量を照合・確認することとなっているが，一部において，毒物劇物危害防止規程に定められた管理簿に受入年月日を記載しておらず，また，保管責任者の照合・確認も行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	毒物及び劇物の保管管理について（昭和52年3月26日薬発第313号厚生省薬務局長通知）2 県立総合技術研究所農業技術センター果樹研究部毒物劇物危害防止規程4
-----	---

監 査 の 結 果

監査対象機関：東部厚生環境事務所・東部保健所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 地域医療・疾病予防に関すること，食品衛生・薬事に関すること，環境保全・廃棄物対策に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部厚生環境事務所・東部保健所	尾道市古浜町 26 番 12 号	三原市，尾道市，福山市， 府中市，世羅郡，神石郡
東部厚生環境事務所福山支所・ 東部保健所福山支所	福山市三吉町一丁目 1 番 1 号	

- ・組織体制（人数は，平成 29 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
東部厚生環境事務所・東部保健所	55 人	4 課	厚生課，保健課，生活衛生課， 環境管理課
東部厚生環境事務所福山支所・ 東部保健所福山支所	41 人	4 課	厚生課，保健課，衛生環境課， 試験検査課

(2) 監査の結果

【改善を求める事項】

長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）があり，縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。（東部厚生環境事務所・東部保健所）

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成 27 年 10 月]
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	57,074,649 円	55,494,533 円
母子福祉資金に係る戻入金	579,000 円	427,000 円

監 査 の 結 果

監査対象機関：北部厚生環境事務所・北部保健所

(1) 機関の概要

・主な業務 介護保険・地域医療に関すること，保健対策・健康増進・地域包括ケアに関すること，食品衛生・薬事に関すること，環境保全・廃棄物対策に関すること など

・所在地，所管区域

事務所名等	所在地	所管区域
北部厚生環境事務所 ・北部保健所	三次市十日市東四丁目6番1号	三次市，庄原市

・組織体制（人数は，平成29年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
北部厚生環境事務所 ・北部保健所	40人	4課	厚生課，保健課，生活衛生課，環境管理課

※人数は，育児休業者2名を含む。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監査の結果

監査対象機関：東部こども家庭センター

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 児童福祉法による市町に対する技術的な援助及び助言に関すること
児童に関する相談に関すること
知的障害者に対する専門的な知識及び技術を要する相談及び指導に関すること
配偶者暴力相談支援センターとして、配偶者からの暴力被害者支援に関する相談等に関すること
児童の一時保護に関すること など
- ・ 所在地 福山市瀬戸町山北 291-1
- ・ 組織体制 5課（総務課，相談援助課，児童虐待対応課，判定指導課，一時保護課）
- ・ 職員数 39人（平成29年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
※人数は、育児休業者1名を含む。
- ・ 主な事業実績（平成27年度）

ア 相談種別受付件数 (単位：件)

養護	保健	障害	非行	育成	その他	計
1,449	1	879	149	134	33	2,645

イ 児童虐待対応処理件数 (単位：件)

身体的虐待	ネグレクト※	性的虐待	心理的虐待	計
509	208	34	337	1,088

※ ネグレクトとは、遺棄、衣食住や清潔さについての健康状態を損なう放置（栄養不良、極端な不潔、怠慢ないし拒否による病気の発生、学校へ行かせないなど）

ウ 一時保護状況

実人員	延人員
207人	3,119人

(2) 監査の結果

【検討要請事項】

一時保護所の施設整備について

当センターの一時保護所は、平成9年の設置当初は6名の定員であったが、児童虐待件数の増加とともに一時保護児童数が増加したため、敷地内に二度にわたり増築工事を行い、現在16名の定員となっている。

当該一時保護所は、厚生労働省の児童相談所運営指針に定める一時保護所の施設最低基準の範囲内にはあるものの、10名の定員増に伴う厨房や食堂、共有スペース等の増設は行われていないため、施設を運営するには狭隘な状況にある。

また、保護児童が感染症に罹るなど、隔離して静養を必要とする場合には、入所児童の他所への臨時移動や児童居室間の移動等により部屋を確保するなどの対応をせざるを得ない状態となっている。

保護児童の生活の安定のためにも、快適な環境の中で自由に活動できる体制の確保が必要であり、現行施設の実情を本庁所管課としっかりと共有し、今後の対策を検討していただきたい。

監 査 の 結 果

監査対象機関：北部こども家庭センター

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 児童福祉法による市町に対する技術的な援助及び助言に関すること
児童に関する相談に関すること
知的障害者に対する専門的な知識及び技術を要する相談及び指導に関すること
配偶者暴力相談支援センターとして、配偶者からの暴力被害者支援に関する相談等に関すること など
- ・ 所在地 三次市十日市東四丁目6番1号
- ・ 組織体制 2課（相談援助課，判定指導課）
- ・ 職員数 10人（平成29年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
- ・ 主な事業実績（平成28年度）

ア 相談受付件数 （単位：件）

養 護	心身障害	非 行	健全育成	その他※	計
184	202	22	92	10	510

※ 里親相談等。

イ 児童虐待対応件数 （単位：件）

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト※	計
24	2	59	19	104

※ ネグレクトとは、遺棄，衣食住や清潔さについての健康状態を損なう放置（栄養不良，極端な不潔，怠慢ないし拒否による病気の発生，学校へ行かせないなど）

(2) 監査の結果

【改善を求める事項】

長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）があり，縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [平成29年8月末]	参 考 前 回 監 査 時 [平成25年8月末]
児童措置費負担金（民間の児童福祉施設への入所に係る負担金）	10人 1,561,520円	14人 1,253,860円

監 査 の 結 果

監査対象機関：県立広島学園

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 児童福祉法第 44 条に規定する児童自立支援施設（不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設）
- ・ 所在地 東広島市八本松町原 10844 番地
- ・ 組織体制 2 課（総務課，自立支援課）
- ・ 職員数（平成 29 年 4 月 1 日現在）
 - 常勤職員数 25 人
 - 非常勤職員数 9 人（夜間指導員 28 名を除く。）
- ・ 児童の状況（平成 29 年 9 月 1 日現在） （単位：人）

区 分	小学生	中学生			中卒児童	計
	6 年生	1 年生	2 年生	3 年生		
男 子	2 (0)	2 (0)	2 (0)	7 (0)	0 (0)	13 (0)
女 子	0 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	4 (0)
計	2 (0)	3 (0)	3 (0)	9 (0)	0 (0)	17 (0)

（注）（ ）内は措置停止数で内数

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 常時の費用に係る資金前渡の精算について

次の常時の費用に係る資金前渡において、年度末における精算について、翌月の初日から 3 開庁日以内に行わなければならない精算手続が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

区 分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料及び賃借料（平成 28 年度） ・ 役務費（平成 28 年度） ・ 扶助費（平成 28 年度）
根 拠	広島県会計規則第 33 条第 1 項

イ 旅費の支給について

靡においては、翌年度の 4 月 30 日までに支出を行う必要があるが、4 月 30 日を過ぎて旅費の支給を行っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	広島県会計規則第 5 条
-----	--------------

ウ 行政財産使用料の徴収について

行政財産使用料の徴収において、収入手続が遅延しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

使用許可財産	使用許可内容	徴収すべき期限	納付書に記載された納付期限	使用料(年額)
土地	電気線路設置	平成 29 年 5 月 1 日	平成 29 年 7 月 6 日	15,450 円
		平成 29 年 5 月 1 日	平成 29 年 7 月 6 日	360 円
	電柱等	平成 29 年 5 月 1 日	平成 29 年 7 月 6 日	2,270 円
根拠	行政財産の使用料に関する条例第 4 条			

【改善を求める事項】

事務処理の改善について

昨年度及び一昨年度の監査において、多数の事務処理の誤りや遅延が見受けられ、職員に対する研修の実施やチェック体制の確立など事務処理の適正化に向け、組織的な取組を徹底するよう改善を求めたところであるが、今回の監査においても、これまでと同様の不適正な事務処理が複数見受けられた。

昨年度、一昨年度と連続して、指摘事項や改善を求める事項が複数件生じているにも関わらず、今年度の監査においても指摘事項が発生したということは、これまでの取組が不十分であったと言わざるを得ない。

このような不適正な事務処理を繰り返し行ったことを重く受け止め、まずはこれまでの事務処理について原因分析を行った上で、今後は適正な事務処理が速やかに行われるよう、事務処理方法の再点検、上司によるチェック体制の確立、マニュアル等を作成・活用した職員間の引継の確実な実施、職員の研修受講機会の確保等について、本庁所管課とも連携し、より一層取り組む必要がある。

監査の結果

監査対象機関：県立総合精神保健福祉センター

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及，調査研究
精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談，指導（複雑又は困難なもの）
及びこれに付随する診療
回復途上にある精神障害者に対する生活指導，作業指導及びこれに付随する
診療
- ・ 所在地 安芸郡坂町北新地二丁目3番77号
- ・ 組織体制 3課（総務企画課，地域支援課，生活支援課）
- ・ 職員数 22人（平成29年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
- ・ 主な事業実績（平成28年度）

(ア) 技術指導・技術援助

実施回数	参加延人員
139回	2,729人

(イ) 相談指導（延人員）

個別相談	電話相談	集団指導
3,050人	1,561件	844人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 の 結 果

監査対象機関：食肉衛生検査所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 獣畜のとさつ又は解体に伴う検査に関すること
と畜場の設置者若しくは管理者又はと畜業者の指導及び監督に関すること
食鳥検査に関すること
食鳥処理業者の指導及び監督に関すること など
- ・所在地 三次市粟屋町 1911 番地 1
- ・職員数 7 人 (平成 29 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)
- ・主な事業実績 (平成 27 年度)

ア と畜検査頭数 (単位：頭)

牛	とく	馬	豚	めん山羊	計
675	—	—	1	—	676

イ 食鳥検査羽数 (単位：羽)

ブロイラー	成鶏	あひる	七面鳥	計
3,610,181	—	—	—	3,610,181

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監査の結果

監査対象機関：大阪情報センター

(1) 機関の概要

- ・ 主な事業 県内産業の振興に資する情報の収集及び提供
県内への企業立地及び投資促進に関し本県と関係方面との間における事務の推進及び連絡
本県観光地の宣伝及び紹介
- ・ 所在地 大阪市北区梅田一丁目3番1-800号
- ・ 職員数 5人（平成29年4月1日現在の常勤職員及び市派遣職員の合計）
- ・ 主な事業（平成28年度）
県内投資誘致の推進（企業訪問，交流・マッチングの実施，情報収集）
観光情報の収集・提供，観光宣伝・紹介
U・Iターン就職希望者に対する就職支援活動，関係機関への情報提供・収集

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 の 結 果

監査対象機関：西部農林水産事務所

(1) 監査の概要

機関の概要

- ・主な業務 農林水産業の振興に関すること，農道・林道などの整備に関すること，保安林の管理・民有林の開発規制に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部農林水産事務所	広島市中区基町 10 番 52 号	広島市，呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡，豊田郡
西部農林水産事務所呉農林事業所	呉市西中央一丁目 3 番 25 号	
西部農林水産事務所東広島農林事業所	東広島市西条昭和町 13 番 10 号	

- ・組織体制（人数は，平成 29 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部農林水産事務所	98 人	8 課	農村振興課，水産課，水産第二課，農村整備第一課，農村整備第二課，林務第一課，林務第二課，林務第三課
西部農林水産事務所呉農林事業所	35 人	3 課	農村振興課，農村整備課，林務課
西部農林水産事務所東広島農林事業所	39 人	3 課	農村振興課，農村整備課，林務課

(2) 監査の結果

【指摘事項】

契約変更に伴う建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく手続について

次の工事請負契約の契約変更において，建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき，必要な書面の作成・交付等を行うべきところ，これが行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（西部農林水産事務所東広島農林事業所）

契約名	県営畑地帯総合整備事業 大崎東地区 排水機場工事（平成 27 年度～29 年度） 平成 27 年度（補正）復旧治山事業 溪間工事 No. 9（平成 28 年度）
根拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第 12 条，第 13 条

【改善を求める事項】

契約変更に係る事務処理について

次の工事請負契約において、変更請負代金額が 3,000 万円又は当初請負代金額に対して 30% を超える増額の契約変更の手続は、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとしているが、本件工事において、工事の途中段階で、3,000 万円を超える工事内容の変更を認識できたにもかかわらず、工事完成日に締結していた。

このような設計変更に伴う多額の契約変更については、請負代金額及び施工範囲等に係る当事者間の紛争の恐れが大きいことから、必要が生じた都度遅滞なく契約変更を行い、工事の内容及び変更請負代金額等を明確にしておく必要がある。(西部農林水産事務所)

契約名	県営経営体育成基盤整備事業 原山地区 区画整理工事 (平成 27 年度～平成 28 年度)
根 拠	設計変更に伴う契約変更基準について (平成 10 年 2 月 13 日付け農政部長, 林務部長通知)

監 査 の 結 果

監査対象機関：西部畜産事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 畜産の生産構造改革の推進に関すること
畜産物の生産及び流通に関すること
家畜の改良増殖に関すること
草地の造成及び改良に関すること
畜産経営に係る環境整備に関すること
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関すること
動物用薬事に関すること
飼料の安全に関すること など

- ・ 所在地，所管区域

所在地	所管区域
東広島市西条御条町1番15号	広島市，呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡，豊田郡

- ・ 組織体制（人数は，平成29年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

人数	課等の数	課名等
34人	3課	畜産振興課，防疫課，病性鑑定課

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 の 結 果

監査対象機関：西部家畜保健衛生所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 家畜の伝染病予防に関すること
家畜の増殖障害の除去及び人工授精の実施に関すること
家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関すること
獣医事に関すること など

- ・ 所在地，所管区域

所在地	所管区域
東広島市西条御条町1番15号	広島市，呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡，豊田郡

- ・ 職員数 2人（平成29年4月1日現在の常勤職員数）
ただし，西部畜産事務所次長が兼職

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 の 結 果

監査対象機関：東部建設事務所

(1) 監査の概要

機関の概要

- ・主な業務 道路・河川などの整備に関すること，道路・河川などの維持管理に関すること，公共用地の取得に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部建設事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	三原市，尾道市，福山市， 府中市，世羅郡，神石郡
東部建設事務所三原支所	三原市円一町二丁目4番1号	

- ・組織体制（人数は，平成29年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
東部建設事務所	112人	9課1班 1推進 事業所	事業調整・土砂法指定推進班，管理課，用地課，維持第一課，維持第二課，工務第一課，工務第二課，港湾課，建築課，福山幹線道路建設事業課，鞆地区まちづくり推進事業所
東部建設事務所三原支所	81人	6課1班	事業調整・土砂法指定推進班，建設総務課，管理課，用地課，維持課，工務第一課，工務第二課

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく手続について

次の工事請負契約において，建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき，あらかじめ主務省令で定める事項を県知事に通知すべきところ，工事完了後にこの通知を行っていた。適正な事務処理に努められたい。（東部建設事務所）

契約名	一般国道486号 道路改良工事（平成27年度～平成28年度）
根拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第11条

イ 変更で追加した工事の積算について

(ア) 次の工事請負契約において，変更で追加した高強度ネット工の設計金額約900万円（直接工事費）を決定する際に，監督員が請負業者に依頼して得た高強度ネット施工業者3者の見積書を根拠に積算していた。

当初の契約内容と異なる相当規模の工事費を決定する場合には，指名審査委員会等により厳正に選定した複数の者に公文書で依頼して得られた見積書を根拠に積算するなど，客観性や信頼性を確保する必要がある。適正な事務処理に努められたい。（東部建設事務所）

契約名	主要地方道福山沼隈線 道路改良工事（2工区）（平成28年度）
-----	--------------------------------

(イ) 次の工事請負契約において、変更で追加した仮設浮棧橋工の材料費の設計金額約 200 万円を決定する際に、監督員が取扱業者に依頼して得た見積書を根拠に積算していた。

当初の契約内容と異なる相当規模の工事費を決定する場合には、指名審査委員会等により厳正に選定した複数の者に公文書で依頼して得られた見積書を根拠に積算するなど、客観性や信頼性を確保する必要がある。適正な事務処理に努められたい。(東部建設事務所)

契約名	地方港湾千年港 港整備交付金工事 (岩船地区) (平成 28 年度～平成 29 年度)
-----	---

【改善を求める事項】

ア 工事請負契約における契約変更について

(ア) 既設路盤の空洞調査業務の追加について

次の工事請負契約において、既設路盤の空洞調査業務を契約変更により追加していた。

空洞調査については、必要な技術を有する業者を県が自ら選定して、業務品質を確保するとともに、この結果が当該工事の設計、積算に関わるものであることから、元請建設業者との契約ではなく別途発注して、客観性及び信頼性が確保されるように事務処理の改善に努める必要がある。(東部建設事務所)

契約名	一般国道 486 号 道路改良工事 (平成 27 年度～平成 28 年度)
-----	---------------------------------------

(イ) 電気工事、測量・設計業務、遠隔地の工事の追加について

次の工事請負契約において、当初契約と著しく異なる電気工事、測量・設計業務、1 km 以上離れた箇所の舗装工事等を契約変更により追加していた。

これらの追加した工事及び業務については別に入札手続を行い、当該工事等に必要な入札参加資格を求めるなどにより品質の確保及び適正な競争入札を促すよう事務処理の改善に努める必要がある。(東部建設事務所三原支所)

契約名	主要地方道福山尾道線 道路改良工事 (10 工区) (平成 27 年度～平成 28 年度)
-----	---

(ウ) 地質調査業務の追加について

次の工事請負契約において、地質調査業務を契約変更により追加していた。

地質調査については、必要な技術を有する業者を県が自ら選定して、業務品質を確保するとともに、この結果が当該工事の内容に関わるものであることから、元請建設業者との契約ではなく別途発注して、客観性及び信頼性が確保されるように事務処理の改善に努める必要がある。(東部建設事務所三原支所)

契約名	重要港湾尾道糸崎港 港湾改修工事 (山波地区 P B S) (平成 27 年度～平成 28 年度)
-----	---

イ 契約変更に係る事務処理について

次の工事請負契約において、請負代金額の30%又は3,000万円を超える契約変更の手続は、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとしているが、本件工事において、それぞれの工事の途中段階で、請負代金額の30%又は3,000万円を超える工事内容の変更を認識できたにも関わらず、契約変更を工事完成日の直前に締結していた。

このような設計変更に伴う多額の契約変更については、請負代金額及び施工範囲等に係る当事者間の紛争の恐れが大きいことから、必要が生じた都度遅滞なく契約変更を行い、工事の内容及び変更請負代金額等を明確にしておく必要がある。

契約名	(東部建設事務所) 一般国道 313 号 道路改良工事 (その 3) (平成 27 年度～平成 28 年度) (東部建設事務所) 一般国道 486 号 道路改良工事 (平成 27 年度～平成 28 年度) (東部建設事務所三原支所) 一般国道 184 号 道路改良工事 (平成 28 年度～平成 29 年度)
根拠	設計変更に伴う契約変更基準について (平成 10 年 1 月 20 日付け土木建築部長通知)

ウ 工事請負契約における中間検査について

次の工事請負契約において、施工途中で実施する中間検査が土木工事検査マニュアルで請負代金額に応じて規定している回数を満たしていなかった。

工事の内容及び規模を考慮すれば、同マニュアルの規定どおりに中間検査を実施する必要がある。(東部建設事務所三原支所)

契約名	一般国道 184 号 道路改良工事 (平成 28 年度～平成 29 年度)
根拠	公共工事の品質確保の促進に関する法律 第 7 条 (発注者の責務) 土木工事検査マニュアル 第 5 (検査の実施基準)

エ 長期未納 (滞納繰越分) について

次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) があり、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあつた。法的措置を講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。

(東部建設事務所)

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成 27 年 10 月]
道路使用料	4 人 539,760 円	2 人 466,700 円
港湾施設使用料	11 人 4,987,753 円	9 人 2,907,807 円

監 査 の 結 果

監査対象機関：北部建設事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 道路・河川などの整備に関すること
道路・河川などの維持管理に関すること
公共用地の取得に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
北部建設事務所	三次市十日市東四丁目 6 - 1	三次市，庄原市
北部建設事務所庄原支所	庄原市東本町一丁目 4 - 1	

- ・組織体制（人数は，平成29年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
北部建設事務所	49人	5 課 1 班	事業調整・土砂法指定推進班， 管理課，用地課，維持課，工務課， 建築課
北部建設事務所庄原支所	42人	2 課 1 班 1 所	事業調整・土砂法指定推進班， 管理用地課，土木課， 庄原ダム管理事務所

(2) 監査の結果

【指摘事項】

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく手続について次の工事請負契約において，建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき，県知事に対し建設工事の通知を行うべきところ，これが行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（北部建設事務所）

契約名	一般国道 375 号道路改良工事（戦略プロジェクト・単独）（平成 27 年度～平成 28 年度）
根 拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第 11 条

監 査 の 結 果

監査対象機関：県立千代田高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 山県郡北広島町有間 600-1
- ・教職員数（平成 29 年 5 月 1 日現在）
 - 本務者数 23 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 2 人

・生徒の状況

課 程		全 日 制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員（人）		80	80	80	240
生徒数（人）		64	54	55	173
充足率（％）		80.0	67.5	68.8	72.1
退学者（人）		2（0）			
休学者（人）		0			
進 学 就 職	大学・短大	15 人（34.1％）			
	専修・各種	18 人（40.9％）			
	就 職	10 人（22.7％）			
	そ の 他	1 人（2.3％）			

（注）・「学科・学年」の生徒数等は、平成 29 年 5 月 1 日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成 28 年度（平成 29 年 3 月）末現在である。

・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

通勤手当の支給について

通勤手当の支給において、有料道路利用に係る認定額の算出を誤り、支給額が不足しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

支給不足額	1 名 4,100円（平成26年5月～平成29年9月）
根拠	職員の通勤手当に関する規則 第4条